

冬こそ地域で住みやすいまちに！
～冬のボランティア～

コロバースボトルをつくってみませんか？

コロバースボトルとは、滑り止め用の砂をペットボトルに詰めただけのもので、携帯用としてご利用できます。砂箱に配置されている砂袋よりも手軽で砂をまきやすく、繰り返し利用できるため好評です！南区では地下鉄駅周辺など一部の砂箱に配置されており、昨冬は約5,000本ものコロバースボトルが、地域のボランティアによってつくられました。



コロバースボトル



コロバースボトル作成の取組

- 昨年度取組を行った団体
- 北海道札幌養護学校なみなみ学園分校 (約4,100本)
 - 澄川南小学校 (約400本)
 - 定山溪地区交通安全母の会 (約500本)

冬みちで転倒して救急搬送される方は、市内ではひと冬に800人以上にもものぼり、その多くは高齢者です。冬みちの転倒防止のためツルツル路面への砂まきにもご協力ください。

問い合わせ 南区土木センター 電話：011-581-3811

除雪ボランティアが地域で活躍しています

東海大学札幌キャンパスでは、学生が地域のお年寄りのお家の除雪を支援する取り組みを行っており、除雪を通じて高齢者とコミュニケーションを取る良い機会にもなっています。また、川沿少年消防クラブでは、火事の時になくてはならない消火栓まわりの除雪を行っています。



消火栓まわりの除雪



ツルツル路面への砂まき

- その他の取組
- 澄川中学校の福祉除雪
 - 真駒内中学校、真駒内曙中学校の砂まきボランティア

地域除雪ボランティア活動への用具支援制度について

市民が地域で行う除雪ボランティア活動の支援として、活動に使用する除雪用具の貸出を行っています（用具はスコップ、スノーダンプ、そり等）。札幌市内の町内会、企業、学校、NPOなどの団体が対象です。



除雪ボランティアの取組

問い合わせ
南区土木センター
電話：011-581-3811

発行元：札幌市南区土木部維持管理課

お問い合わせ先：

【リーフレットや地域の除雪全般について】
札幌市南区土木部維持管理課（南区土木センター）
電話：011-581-3811

【除雪作業について】
■北地区除雪センター 電話：011-583-6851
■南地区除雪センター 電話：011-573-9222

※お住まいの区域の除雪センターについては、冬の暮らしガイドや、札幌市南区ホームページにてご確認ください。

今後のリーフレット発行予定：
★第3号 1月下旬
★第4号 2月上旬



このリーフレットのバックナンバーを札幌市南区ホームページに掲載しています。

札幌市南区 除雪関連



冬みち便り

vol.2

By ショベラと除雪の仲間たち

札幌市南区土木部
平成28年1月7日発行

このリーフレットでは、南区のみなさまに4回にわたり、市の除排雪の情報や南区の取組をお伝えしていきます。

こんにちは！
ぼく、グレードン！
大きくて細長い体が
特長だよ！

グレードンは仲間たちの中で最も大型で、道幅の広い幹線道路で活躍！おなかに付いているブレードで、道路上の雪をかき分けたり、凸凹の路面を削って平らにします。



02: グレードン

正式名称：除雪グレーダ
全長：9.44m / 横幅：2.49m / 除雪幅：3.47m
高さ：3.51m / エンジン出力：190kW
最高速度：時速48km / 市の保有台数：105台



ショベラと除雪の仲間たち

準備運動をして、
楽しく雪かき！

ケガなく雪かきをするために、準備運動が大切です。楽しく雪かきをすることは、冬の運動不足の解消にもつながります。



肩、背中
のストレッチ



股関節、太もも
のストレッチ

雪かきのPOINT！



幹線道路の除雪作業

拡幅除雪 ~道路脇の雪山を削って道幅を広げます~

幹線道路とは

交通量が多く道幅の広い道路です（道路の幅がおよそ10mを超える道路）。都市活動を支えている重要な道路であり、除雪作業においては、生活道路よりも高い水準での管理が必要になります。

拡幅除雪とは

道路脇の雪山の裾をロータリー除雪車で削りとって、雪山の上に積み上げる除雪のことです。シーズン中かき分け除雪（新雪除雪）を繰り返すことで、道路脇の雪山がだんだん大きくなり道幅が狭くなってしまいうため、拡幅除雪により道路の幅を広げます。

こんなときに拡幅除雪を行います

パトロールで道幅の状況を確認し、交通量や気象情報・運搬排雪の予定などを考慮して計画を立てて作業を行います。

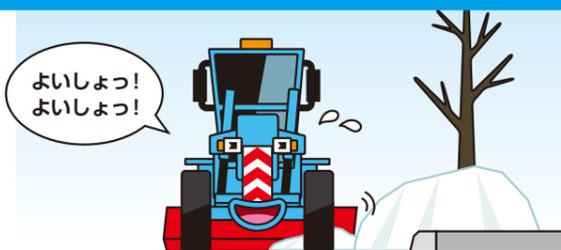
住宅街の道路はどうするの？

住宅街の道路（生活道路）については、降雪時の除雪（新雪除雪）や路面の凸凹などの解消（路面整形）で主に対応していますが、以下の場合には拡幅除雪を行います。

- 道幅が狭くなり、車1台と歩行者1人が通れる道幅（3.2m程度）を確保できないとき
- 次の新雪除雪で雪の置き場が確保できないと思われるとき

ひと冬の除雪作業の流れ（幹線道路）

1 [シーズン中のまとまった降雪] 新雪除雪



▶かき分け除雪で道路の雪を路肩によせます。

2 [12月下旬~1月下旬頃] 拡幅除雪



▶かき分けた雪山が大きくなり狭くなった道路の幅を広げます。拡幅除雪ではできるだけ歩道の縁石近くまで削りとります。

3 [1月以降] 運搬排雪（※第3号で紹介）



▶拡幅除雪で積み上げた雪山が大きくなり、これ以上積み上げられなくなると、排雪をします。（交通に支障とならない範囲で雪を残して排雪をします。）

4 [2月以降] 拡幅除雪

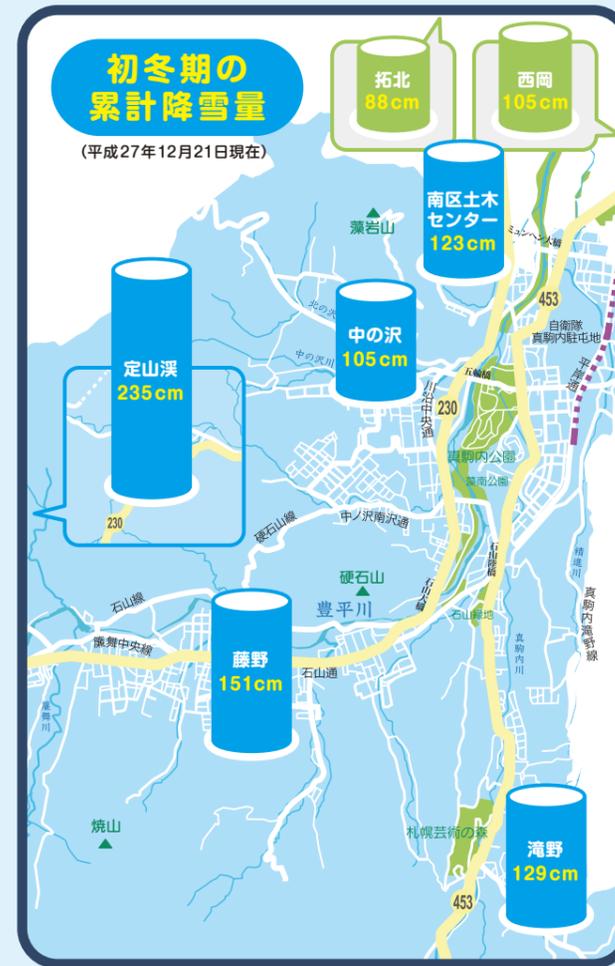
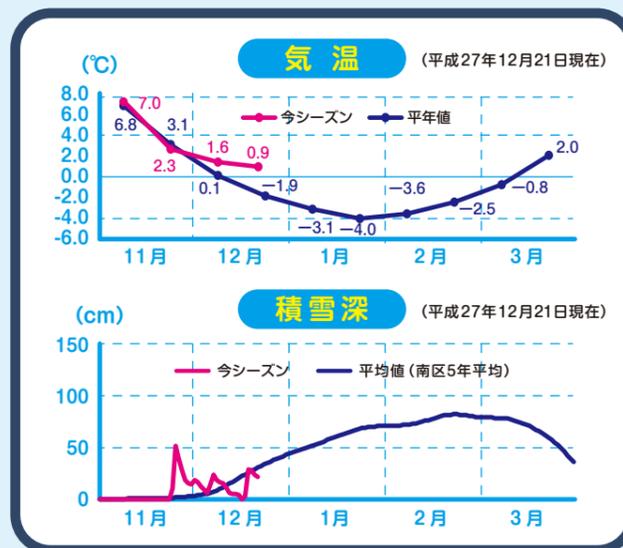


▶まとまった降雪と新雪除雪の繰り返しで再び道幅が狭くなると、拡幅除雪を行います。

南区の冬の気象状況

初冬期に雪が多い南区

南区は初冬期に雪が多いという特徴がありますが、今シーズンは特にその傾向が強いようです。市内でも例年雪の多い「拓北・あいの里」地区が今のところ小雪であり、逆に「定山溪」が突出しています。一方、気温については高い傾向を示しており、そのせいもあってか積雪も平年を下回っていますが、この先の動向が気になるところです。



歩道除雪とは

歩道の除雪については、作業にかかる時間や幅員の関係から、すべての歩道を除雪することはできません。下記のような基準により実施しています。

歩道除雪の対象基準

- ・歩道の有効幅員（電柱などの支障物を除いた道幅）が2m以上ある歩道。
- ・地下鉄駅や公共施設周辺など、歩行者が多い歩道。
- ・歩道を除雪した雪を積んで置くだけの道幅がある歩道。

歩道除雪の出動基準

- ・新雪除雪と同じく10cm以上の降雪があり、歩行者の通行に影響がある時。
 - ・風雪や地吹雪などによる吹き溜まりの可能性がある時。
- ※歩行者の安全面などから夜間に作業を行います。



雪出しはやめてください!

道路に雪出しをすると、道路が凸凹になったり、道幅がせまくなるなど交通障害を誘因します。さらには除排雪の効率が落ちて計画どおりに終えられなくなるなど、近隣の住民にとって大変迷惑となります。



❗ 雪出しは、道路法、道路交通法によって禁止されており、最大で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。過去に手稲区において、道路をふさぐような形で行われた雪出しが検挙された事例があります。